

## 趣旨等

●国の総合的なガイドラインを踏まえて、県としての**取組方針**を具体的に策定した

## 方針

### 休日

改革実行期間前期の**令和10年度末までに(※)**、原則、**全ての部活動**で地域展開の実現を目指す

※国の新ガイドラインでは令和13年度末までと示されているが、県としては前倒して取組を進める

※目標数値 令和8年度30%程度、令和9年度60%程度、令和10年度90%程度の地域展開を実施

### 平日

国・県の検証を踏まえ、**地域の実情に応じた取組**を実施。可能な部活動から前倒しして活動

## 群馬県の取組

### 1. 推進体制の整備

- (1) 地域クラブ活動体制整備検討委員会等の設置・開催
- (2) 学校部活動の地域展開等についての情報提供・発信
- (3) 総括コーディネーター及びコーディネーターの配置・活用
- (4) 関係団体・大学・民間企業等との連携

### 2. 各種課題への対応

- (1) 広域連携に向けた課題の整理
- (2) 指導者等確保に向けた仕組みづくり
- (3) 教職員の兼職兼業の適正な運用に向けた取組
- (4) 県立学校における地域展開等への取組
- (5) 大会・コンクールの在り方について課題の整理と検討
- (6) 生徒の移動手段について課題の整理と検討

※詳細については、別紙参照

※市町村の要望等に応じて予算化

## 市町村の取組例

1. 推進体制の整備及び方針の策定・周知
2. 地域クラブ活動の認定等
3. 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応
4. 大会・コンクールについて

## 趣旨

令和7年12月、文部科学省は「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」※1(以下「国の総合的なガイドライン」という。)を策定した。この国の総合的なガイドラインを踏まえ、県と県内市町村は部活動改革と地域クラブ活動の推進に取り組んでいくこととなる。群馬県としての改革・推進の方向性を、市町村をはじめ、関係団体、生徒・保護者、教職員など幅広い関係者と共有するため本取組方針を策定した。

県全体で地域展開の取組が円滑に進むよう、広域的な基盤づくり等を進めるとともに、市町村等への支援を充実する。

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会が確保され、多世代の交流を通して地域の活性化が図られるよう、当事者である生徒の声を大切に、地域展開の取組を推進する。

## 対象

本取組方針は、公立の中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。)及び特別支援学校中学部(以下「中学校等」という。)の生徒の活動を主な対象とするものであるが、国立・私立の中学校等や、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。)においても、本取組方針を参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めることが望ましい。

## 名称等についての解説

### <「地域展開」と「地域連携」>※2

「地域展開」	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること
「地域連携」	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」という

### <地域クラブ活動>※3

- 学校以外の地域の多様な主体が実施するスポーツ・文化芸術活動
- 地域の指導者が地域の幅広い生徒に指導

学校部活動の意義の継承・発展  
+新たな価値の創出を目指す

### <運営団体と実施主体>※4

運営団体	各地域クラブ活動(実施主体)を統括し、運営・管理業務の中核部分を担う
実施主体	運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実際に行う

※1 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン [☞](#)

※2 「国の総合的なガイドライン」P4

※3 「部活動改革の全体像・地域クラブ活動の運営体制の例(イメージ図)」P1 [☞](#)

※4 「国の総合的なガイドライン」P10

# 群馬県としての改革・推進の方向性

群馬県としては、これまでの地域クラブ活動体制整備検討委員会での協議や、市町村訪問での話し合いなどから、国が示す取組方針※5を確実に進め、各地域で子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保できるようにするため、国の総合的なガイドラインで示す期間を前倒しして取組を進めることを目標とする。なお、本改革を段階的に進めるためのロードマップについても、併せて設定する。

※5 「国の総合的なガイドライン」P5

## 取組方針

休日	改革実行期間の前期である令和10年度末までに、原則、全ての学校部活動において、地域クラブ活動への地域展開の実現を目指す。
平日	実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地域の実情に応じた取組を実施する。

## 改革・推進を進めるためのロードマップ

年度	休日	平日
令和8年度	地域展開を月1回以上実施(30%※6程度)	可能な部から、地域連携(部活動指導員の活用)や地域クラブで活動する
令和9年度	地域展開を月2回以上実施(60%※6程度)	
令和10年度	地域展開を月4回程度実施(90%※6程度)	

令和11年度以降については、中間評価を基に設定する

## 1. 推進体制の整備

### (1) 地域クラブ活動体制整備検討委員会等の設置・開催※7

スポーツ・文化振興担当部署や教育委員会の学校部活動、社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、学校運動部・文化部関係団体、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる検討委員会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携・協働する体制を整備する。



### (3) 総括コーディネーター及びコーディネーターの配置・活用※9

市町村の学校部活動の地域展開等の現状を把握するため、総括コーディネーター及びコーディネーターと協働し、市町村巡回訪問やアンケート調査、聞き取り調査等を実施し、地域の実情に応じた支援や助言等を行う。

また、市町村の要望等に応じて、総括コーディネーター及びコーディネーターの派遣を行う。



### (2) 学校部活動の地域展開等についての情報提供・発信※8

市町村、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者、県民、学校の教職員、生徒及び保護者等に向けて、学校部活動の地域展開等について情報等を積極的に発信し、理解を深められるように努める。

(ホームページの活用、セミナー・シンポジウムの開催等)

県内市町村の推進事例等を、市町村に提供し、横展開を推進する。



### (4) 関係団体・大学・民間企業等との連携※10

幅広い関係団体(総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等)、大学、民間企業等と連携・協働しながら、市町村の改革を支援する。



※7 「国の総合的なガイドライン」P10

※8 「国の総合的なガイドライン」P10

※9 「国の総合的なガイドライン」P10

※10 「国の総合的なガイドライン」P11

## 2. 群馬県としての各種課題と対応方針

### (1) 広域連携に向けた課題の整理※11

教育事務所管内を基本とした情報交換会を複数回実施し、隣接市町村の連携を促すとともに、一つの市町村等では対応が難しい課題等を把握・整理し、支援について検討していく。

### (3) 教職員の兼職兼業の適正な運用に向けた取組※13

国の「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」を踏まえ、「地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可を受けるための事務手続き」※14について、市町村への支援・助言を行う。

また、現状の兼職兼業の制度・運用面での課題を整理し、兼職兼業の手続きの簡素化等に向け、改善点を検討していく。

### (5) 大会・コンクールの在り方について

#### 課題の整理と検討※15

県中学校体育連盟や県吹奏楽連盟等と、大会及びコンクールの在り方について、定期的に協議を行い、課題を整理するとともに、関係団体と課題解決に向けた取組を検討していく。

### (2) 指導者等確保に向けた仕組みづくり※12

#### ①地域スポーツクラブ活動

指導者不足の解消を図るため、「ぐんま部活動・地域クラブ活動 指導者・サポーターバンク」を運営し、市町村における円滑なマッチングを支援する。

また、地域スポーツクラブの運営を担う人材の確保・育成、資質向上を支援する。

#### ②地域文化クラブ活動

新たにバンクの設立に向け、課題の整理と検討を行う。

### (4) 県立学校における地域展開等への取組

生徒が広域から通学をしているため、学校設置地域の地域クラブ活動への参加ができる仕組みだけでなく、生徒の居住地域の地域クラブ活動に参加ができるような仕組みが進められるよう調整していく。

### (6) 生徒の移動手段について課題の整理と検討※16

市町村からの課題を整理し、関係部局等と解決に向けた支援を検討していく。

※11 「国の総合的なガイドライン」P10

※13 「国の総合的なガイドライン」P15

※15 「国の総合的なガイドライン」P30

※12 「国の総合的なガイドライン」P15

※14 「群馬県教育委員会 各課発行提供資料」学校人事課

※16 「国の総合的なガイドライン」P18

## 1. 推進体制の整備及び方針の策定・周知

### (1) 推進体制の整備や協議会・委員会等の設置・開催※17

教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進める。地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備する。

幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整等を行う。

なお、複数の市町村を含む広域的な連携や協働体制の構築、協議の場の設置も考えられる。

### (2) 計画等の策定・改訂、改革の進捗状況の評価検証※18

国の総合的なガイドラインや本方針を踏まえ、学校部活動の地域展開等についての計画等を策定・改訂する。

なお、年度ごとに進捗状況の把握に努めることも考えられる。

### (3) 生徒のニーズ把握や保護者・生徒等への周知・広報※19

アンケートやワークショップなどを活用し、当事者である生徒や保護者のニーズ把握に努める。

地域クラブ活動の運営団体や実施主体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術活動の方針、具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

※17 「国の総合的なガイドライン」P10

※18 「国の総合的なガイドライン」P10

※19 「国の総合的なガイドライン」P23

## 2. 地域クラブ活動の認定等

別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」

### (1) 地域クラブ活動の認定※20

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国の総合的なガイドラインに示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村等において認定を行う仕組みを令和8年度中に構築する。

### (2) 地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等※21

市町村等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施する。

市町村等は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施する。

### (3) 生徒・保護者等からの相談窓口の設置

基本的には、地域クラブ活動の認定及び指導者の登録制度を通じて、安全・安心の活動の確保を図っていく。※22

地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備を進めることが考えられる。※23

※20 「国の総合的なガイドライン」P8

※21 「国の総合的なガイドライン」P8

※22 「国の総合的なガイドライン」P9

※23 「国の総合的なガイドライン」P19

## 3. 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

### (1) 指導者、移動手段の確保等の課題の整理

#### ①指導者の確保・育成※24

活動内容の質的な向上が図られるよう、国の総合的なガイドラインに示す「認定地域クラブ指導者」認定制度の考え方を踏まえ、地域の多様な人材から、保護者・生徒等から信頼される指導者を確保・育成する。

地域の指導者と学校とが適切に連携していく仕組みを構築していくことも考えられる。

人材バンク等を設置する場合には、県が運営する「指導者・サポーターバンク」との連携に留意する。あわせて、当該バンク・研修の活用を推進することにより、効果的・効率的に指導者の確保・育成を推進することも考えられる。

また、学校運営協議会等を活用し、地域の多様な人材を発掘することも考えられる。

#### ②活動場所への移動手段の確保※25

活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要である。

地域公共交通との連携等の観点から、交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携し対応することも考えられる。

### (2) 学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等

#### ①学校施設の有効活用※26

地域クラブ活動の活動場所は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や大学、廃校施設等も活用することが考えられる。

学校施設の円滑な利用を推進するため、学校、行政、関係団体による協議会等を通じて、地域クラブ活動の際の利用ルール等（条例等の改正など）を策定することが考えられる。

また、スマートロック等を活用し、施設管理の負担軽減や効率化を進めることも考えられる。

#### ②教職員の兼職兼業※27

市町村教育委員会は、国が示す手引きや県の示す参考資料※28等も参考にし、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、現状の規定に従って許可する。

また、兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことについて、校長への事前確認を行い、検討して許可する。

※24 「国の総合的なガイドライン」P15

※25 「国の総合的なガイドライン」P18

※26 「国の総合的なガイドライン」P17

※27 「国の総合的なガイドライン」P32

※28 「群馬県教育委員会 各課発行・提供資料」学校人事課 □

## 4. 大会・コンクールについて

○生徒に不利益が生じないよう、県中体連や県吹奏楽連盟等の示す大会やコンクールの参加規程等に準じて、郡・市町村の大会やコンクールを運営できるよう、関係団体との連携を図るとともに、課題等について検討していくことも考えられる。※29

※29 「国の総合的なガイドライン」P30